

令和3年度 国家総合職 民法

問題文

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) Aは、隣り合う地番10番の土地甲と地番11番の土地乙を所有しており、甲を駐車場として利用していた。Aは、使用していない乙を売却するため、知人Bに、「駐車場の隣の、使用していない土地を売却したい」と相談をした。その後、Aは、Bに代理権を与える、売却の交渉から売買契約の締結に至るまでの事務を委託することとした。

ところが、AとBは、委任契約の締結に当たり契約書の記載を誤り、「地番10番の土地の売却を委任する」旨の契約書を作成して署名・捺印した。

Bは、Aの代理人として、Cとの間で、売買の目的を「地番10番の土地」とする売買契約書により売買契約を締結した。Bは、以前にAと共に現地を検分し、Aが売却を希望する土地は乙であることは認識していたが、地番の確認を怠り、委任契約書の記載から乙の地番を10番だと誤信し続けていた。また、Cは、契約締結に先立ち、Bから告げられた地番を基に単独で現地を検分しており、Aから購入する土地は甲であると認識していた。

以上の事実を前提として、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 契約の成立及び解釈についてのあなたの立場を明らかにした上で、①A B間で締結された委任契約は、甲乙のいずれの売却を委任するものと考えられるか、②B C間で締結された売買契約は、甲乙のいずれを売買の目的とするものと考えられるかについて、それぞれ論じなさい。

問2 CがAに対して甲についての所有権移転登記を請求した場合、Aはこれを拒むことができるかについて、Cの主張に対するAの反論を踏まえた上で、論じなさい。

- (2) A及びBには未成年の子Cがおり、両名は、共にCの親権者である。Cは、運転免許を取得していないにもかかわらず、Aが所有するオートバイを公道で運転し、ハンドル操作を誤って交通事故を起こしてDに重傷を負わせた（以下「本件事故」という。）。

以上の事実に加えて、次の問1及び問2の事実があった場合に、DのA及びBに対する損害賠償請求が認められるかについて、A及びBの反論を踏まえた上で、それぞれ論じなさい。なお、問1と問2は独立した問い合わせであり、相互に関連しないものとする。また、自動車損害賠償保障法については考えなくてよい。

問1 A及びBは別居しており、Cは、Aと暮らし、Bとは月に1回会う程度だった。本件事故当時、Cは、小学4年生（10歳）であったが、オートバイの運転方法を知っており、Aが管理する鍵を無断で持ち出してオートバイを初めて運転し、本件事故を起こした。Cがオートバイの運転方法を知っていることを、A及びBは認識していなかった。

問2 A、B及びCは同居していたが、Cは、中学生の頃から素行が悪くなり、度々Aのオートバイを無断で運転して危険な暴走行為を行い、A及びBから叱責を受けていた。本件事故当時、Cは、高校2年生（17歳）で、オートバイの運転免許を取得することができる年齢であり、AはCに免許取得を勧めていたが、暴走行為を恐れたBが強く反対したため、運転免許を取得していなかった。それにもかかわらず、Cは後日、Aが机の上に放置していた鍵を無断で持ち出してオートバイを運転し、本件事故を起こした。

解説

第1 設問(1)について

本問では、契約の成否および解釈、錯誤取消しの主張の可否が問われている。

1 問1について

(1) まず、契約は意思表示の合致によって成立するのが原則であるが、外見上は意思表示の合致があるものの、両当事者の内心の意思が一致していない場合に契約の成立が認められるかが問題となる。これについては、外見上の意思表示が合致している以上、契約の成立は認められるとするのが通説である（契約の成立に関する表示主義）。

(2) では、契約が成立したとして、どのような内容の契約が成立したことになるのか。これは契約の解釈の問題となる。かつての通説では、契約の解釈とは、表示行為の有すべき客観的意味を明らかにすることであり、当事者の真意は、契約の効力の有無を左右することがあるだけで、契約の内容に影響を及ぼすことはないと考えられていた。しかし、現在の通説は、まずは当事者の真意を探求し、その合致があれば、それを内容とする契約が成立すると考える。他方で、真意の合致がない場合が問題となる。

真意の合致がない場合の契約の解釈方法は2つに分けられる。第1説は、両当事者を含む社会において、その表示が有する客観的意味で理解すべきだという考え方である。第2説は、それぞれの当事者の理解のどちらがより正当性を有しているかを考え、正当性のある理解による意味での契約が成立し、正当性がどちらにもない、あるいはどちらにもあるときは、契約は不成立となるという考え方である。このいずれが正しいというものではないので、本問を解くに当たってはいずれかの見解を探ればよい。そして、いずれの見解に立った場合でも、成立した契約と異なる理解をしていた当事者については、錯誤の問題となる（問2）。

(3) 本件のA B間で締結された委任契約（以下、「本件委任契約」という。）についてみると、本件委任契約の成否については、外見上、「地番 10 番の土地の売却を委任することを委任の内容とする」ことが本件委任契約の契約書で表示されているため、表示の合致があるとして本件委任契約の成立は認められる。

では、本件委任契約の内容はどのようなものになるか。契約を締結したAとBは委任の対象となる不動産を地番 10 番の甲土地ではなく、その隣の乙土地と考えているため、表示と当事者の真意との間に齟齬が生じている。ただし、AもBも同じく乙土地の売却を委任の内容と考えたうえで本件委任契約を締結しているのだから、当事者の真意の合致が認められる。よって、この合致した当事者の真意を内容とする契約が成立したとみるべきであろう。

(4) 次に、本件のB C間で締結された売買契約（以下、「本件売買契約」という。）についてみると、本件売買契約の成否については、外見上、「地番 10 番の土地」を売買の目的とする旨の契約書が交わされている以上、表示の合致は認められ、本件売買契約は成立したとみるべきであろう。

そうすると、本件売買契約の内容はどのようなものになるか。Bは売買の目的は乙土地と考えており、他方でCは売買の目的を甲土地と考えている。そうすると、

B C 間で真意の齟齬が生じているため、1 で述べた2つの考え方のいずれかを採ったうえで本件売買契約の解釈をする必要がある。

第1説を採った場合、本件売買契約の契約書には、売買の目的として「地番 10 番の土地」と表示されていたことから、この表示の客観的意味を探求することになる。「地番 10 番の土地」は客観的にみて甲土地であるから、本件売買契約の売買の目的は甲土地となる。

第2説を採った場合、B の理解と C の理解のいずれが正当性を有しているかを検討することになる。本件においては、B も C も現地の検分をしているものの、B は地番の確認を怠っており、他方で C は地番を確認したうえで本件売買契約の目的物は甲土地であると理解している。そうすると、地番の確認をしっかり行った C の理解の方が正当性を有していると解すべきであろう。よって、本件売買契約の売買の目的は甲土地となる。

2 問2について

- (1) C は A に対して甲についての所有権移転登記を請求しているが、これは本件売買契約に基づく請求と考えられる。このときの A の反論として考えられるのは、本件売買契約が錯誤に基づく意思表示に該当するため取り消されるものという点である（民法 95 条 1 項 1 号）。
- (2) まず前提として、本件売買契約を現実に締結したのは B であるところ、A が取消しを主張することができるのかが問題となるが、これについては、民法 120 条 2 項の「意思表示をした者」が本件でいうところの本人たる地位にある A にあたるから、A は錯誤を理由として本件売買契約の取消しを主張できる。
- (3) 95 条 1 項 1 号に基づく錯誤による取消しの要件は、①意思表示の内容に対応する意思が表意者にないこと、②①のことを表意者が知らずに意思表示をしたこと、③その錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであること、である。

①については、問1でみたように本件売買契約の目的物は甲土地であるが、B は乙土地と考えているため、錯誤が生じているといえる。よって、①を満たす。

②については、B は本件売買契約の目的物が乙土地と考えていたまま本件売買契約を締結しているため、満たす。

③については、まず重要であるかどうかの基準を示す必要がある。この重要性は、一般に、その点についての錯誤がなければ表意者はその意思表示をしなかったと考えられ（主観的因果関係）、通常人が表意者の立場にあったとしても同様である場合に（客観的重要性）、認められるとされている。本件においては、甲土地は現実に駐車場として利用されている以上、本人たる A は甲土地を売却することを望んでいないと考えられるし、その A から委任を受けた B も同様の考え方をしているといえる。よって主観的因果関係は認められる。そして、一般的にみても、土地の売買に際して、その目的物が異なる場合には、その売却をしないと考えるのが通常であるから、客観的重要性も認められる。よって、③も満たす。

よって、A は C に対して、本件売買契約の取消しを主張することができる。

- (4) これに対し、C としては、民法 95 条 3 項に基づく反論を考えられる。具体的には、錯誤が表意者の重大な過失によるものであったときには、表意者は意思表示を取り消すことができない旨の主張である。

本件では、Bは本件売買契約の締結に際し、事前にAと共に現地を検分しているが、その際、地番の確認を怠っている。土地の売買の際には地番の確認をするのが通常であるといえるし、かりにBがしっかり地番の確認をしていれば、確實に甲土地と乙土地とを間違えずに済んだといえるため、地番の確認を行わずに本件売買契約を締結したBには重大な過失があるといえる。また、Cは本件売買契約に先立ち、Bから告げられた地番を基に単独で現地を検分し、地番の確認をしっかり行ったうえで売買の目的が甲土地であると認識していることから、民法95条3項各号の事情も存在しない。

よって、本件売買契約にかかるBの錯誤はBの重大な過失に基づくものであるといえるため、Aは本件売買契約の取消しを主張することができない。

- (5) 以上より、AはCからの請求を拒むことはできない。

第2 設問(2)について

本問では、未成年者が行った行為に基づいて、その親権者に対する不法行為を理由とする損害賠償請求が認められるかを問われている。

1 問1について

- (1) 本問では、加害行為を行ったCが10歳の小学4年生であることから、Cが責任無能力者にあたるのかが問題となる(民法712条)。Cが責任無能力者である場合には、DはA及びBに対して民法714条1項に基づく請求をすることになるからである。

不法行為法における責任能力とは、自己の行為の是非を判断できるだけの知能とされている。そして、責任能力の有無の目安としては、小学校を卒業する程度の知能(12歳程度の知能)が挙げられる場合が多い。そうすると、本件では、Cが具体的にどのような知能を有していたかどうかが不明確であるものの、一般的に小学4年生にはそのような知能は備わっていないといえるため、Cは責任無能力者となる。

よって、Dは民法714条1項に基づく請求をA及びBに対してすることになる。

- (2) 民法714条1項に基づく請求の要件は、①Dの権利侵害、②Cの行為につき、Cに故意があつたこと、またはCに過失があつたとの評価を根拠づける具体的な事実、③Cの行為とDの権利侵害との間の因果関係、④損害の発生およびその金額、⑤Dの権利侵害と損害との間の因果関係、⑥Cの行為の当時、Cに責任能力がなかつたこと、⑦Cの行為の当時、A及びBがCの監督義務者であったこと、である。これらの要件充足性については問題なく認められるだろう。
- (3) これに対しA及びBとしては、民法714条1項ただし書きに基づく反論することが考えられる。民法714条1項ただし書きは、監督義務者につき、みずからが責任無能力者の監督義務を怠らなかつたこと、もしくは、みずからが監督義務を怠らなかつたとしても損害が生じたであろうことを主張立証することで免責される旨の規定である。ここでの監督義務の内容については、監督義務者と被監督者との身分関係・生活関係に照らして捉えられる結果回避のための包括的な監督義務と解されている。

本件についてみると、まずBはCと同居しておらず月に1度会う程度の関係性であることから、同居している親権者に比べてより包括的・抽象的な監督義務しかBには課せられていない。よって、本件においてはBが監督義務を怠ったとは言い難いであろう。そしてAについてみても、AはCが自身のオートバイの運転方法を知っているとは認識しておらず、本件の事故もCが勝手にAのオートバイのカギを持ち出して運転したことにより起ったものであるから、Aも自らの監督義務を怠ったとは言い難い。

- (4) よって、A及びBの反論は認められ、DはA及びBに対して損害賠償請求することはできない。もちろん、論理的に説明できれば、A及びBの反論は認められず、Dの請求は認められるとの結論を導いてもよい。

2 問2について

- (1) 本問のCは、問1と異なり、17歳の高校2年生である。上記の責任能力の有無のおおよその目安から言えば、本問のCは責任能力者となる。そうすると、DはCに対して民法709条に基づく請求をすることができるため、A及びBに対して請求する必要がないようにも思える。しかし、現実問題として、人の傷害に対する損害を、通常は十分な資力がない高校生がすべて払うことはできないだろう。よって、このような場合に親権者に対して不法行為を理由とする損害賠償請求をすることができるかが問題となる。このとき、Dは、A及びBに対して、民法709条に基づいて損害賠償請求するほかない。
- (2) 民法709条に基づく損害賠償請求の要件は、①Dの権利侵害、②A及びBが行為をするにあたり、A及びBに故意があったこと、または、A及びBに過失があったとの評価を根拠づける具体的な事実、③②の行為と①の権利侵害との間の因果関係、④Dに生じた損害およびその金額、⑤①の権利侵害と④の損害との間の因果関係、となる。ここで問題となるのは②である。

本件事案からA及びBに故意が認められないのは明らかであるから、主に過失があるかが問題となる。ここでの過失とは、結果回避に向けられた具体的かつ特定の監督措置を内容とする。民法714条1項に基づく請求における監督義務とはその内容を全く異にすることに注意する必要がある。本件では、Cは日ごろからオートバイでの暴走を繰り返しており、Cがハンドル操作等のミスにより通行人等を怪我させることはA及びBは予見可能であるといえるであろう。よって、Dとしては、何ら回避措置を取らなかったとしてA及びBには過失が認められると主張することが考えられる。

これに対し、Aとしては、Cに対し免許取得を勧めていたことから、回避措置をとっていた旨を反論することが考えられるであろうが、免許を取得したからといって暴走行為がされないと直ちにはいえないだろう。よって、Aの反論も認められないといえる。

- (3) 以上から、Dの請求は認められる。もちろん、論理的に説明できれば、A及びBの過失を認めず、Dの請求は認められないと結論付けてもよい。

模範答案

第1 設問(1)問1について

- 1 まず、契約の成立について、私は、表示が合致している以上、契約は成立するという立場を採る。次に、契約の解釈について、私は、当事者の真意が合致していれば、それを内容とする契約が成立し、合致していない場合、両当事者を含む社会において、その表示が有する客観的意味で理解すべきであるという立場をとる。
- 2 ①について検討する。A B間で締結された委任契約（民法（以下、法文名省略）643条）の成否については、「地番10番の土地の売却」という表示は合致している以上、契約の成立は認められる。そして、その契約の内容については、AとBいずれも委任の目的を「乙土地の売却」と誤信しつつも合致している。そのため、①は乙土地の売却を委任するものとなる。
- 3 ②について検討する。BとCとの間で締結された売買契約（555条）（以下、「本件売買契約」という。）の成否については、「地番10番の土地」という表示は合致している以上、契約の成立は認められる。そして、その契約の内容については、B C間で売買の目的につき齟齬が生じているが、契約書に「地番10番」と書かれている以上、社会一般において、実際に地番が10番である甲土地が売買の目的と考えるべきである。そのため、②は、甲土地を売買の目的とするものである。

第2 設問(1)問2について

- 1 Cは本件売買契約に基づく甲土地の所有権移転登記請求をすることが考えられるところ、Aは反論として、本件売買契約の錯誤取消しを主張することが考えられる（95条1項1号）。

2 まず、Aは本件売買契約における本人にあたり、120条2項の「意思表示をした者」にあたるから、Aは錯誤を理由として本件売買契約の取消しを主張できる（120条2項）。次に、Bの内心は本件売買契約の目的物を乙土地としているところ、本件売買契約では甲土地の地番を表示しているから、「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」がある。また、売買の目的物が実際に甲土地だった場合、本人たるAは現に駐車場で利用している甲土地を売買の目的物とはしないと考えられるし、売買の目的物の土地が内心と表示とで違う場合には契約をしないのが通常と考えられるから、本件の錯誤が「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」といえる。よって、Aは本件売買契約の錯誤取消しを主張できる。

- 3 これに対し、Cは、Bの錯誤が重過失によるものであり本件売買契約を取り消せない旨を主張することが考えられる（95条3項本文）。

本件では、Bは本件売買契約の締結に際し、事前にAと共に現地を検査したときに地番の確認を怠っており、地番の確認をしていれば確実に甲土地と乙土地を間違えずに済んだことから考えて、Bの錯誤は重大な過失に基づくものといえる。さらに、Cは本件売買契約に先立ち、Bから告げられた地番を基に単独で現地を検査しており、Aから購入する土地は甲であると認識していたことから、95条3項各号にも該当しない。

- 4 よって、Aの反論は認められず、AはCからの請求を拒めない。

第3 設問(2)問1について

- 1 本件事故の加害者であるCはその当時10歳であり、責任能力、つまり自己の行為の是非を判断できるだけの知能が一般的に欠けているため、C

は責任無能力者となり、Cは不法行為責任を負わない（712条）。よって、DはCの親権者であるA及びBに対して714条1項本文に基づく損害賠償請求をすることになる。

2 まず、Cに不法行為（709条）が成立することが求められるが、本件においてCはオートバイの免許を有していないのに運転し、ハンドル操作を誤ることで通行人等に怪我を負わせることをCは予見できたのに何ら結果回避措置を取っていないから、「過失」が認められる。そして、Dは重傷を負っているので、「他人の権利」を「侵害」しており、Cの上記「過失」に「よって」、「損害」が生じていることも明らかである。したがって、709条の要件を充足する。

3 そして、上記の通り、Cは「責任無能力者」であり、「その責任を負わない」場合に当たること、A及びBは本件事故当時Cの親権者であり、監督義務を負う（820条）ので、「その責任無能力者を監督する法的の義務を負う者」といえる。よって、714条本文の要件を充足する。

4 これに対し、AおよびBとしては「監督義務者がその義務を怠らなかつたとき」（同項ただし書き）に該当するので、責任を負わないという反論をすることが考えられる。

まずBに関しては、Cとは同居しておらず月に1度会う程度の関係性であった。このような生活関係に鑑みればBに課される監督義務はかなり包括的なものであり、Bは監督義務を怠ったとはいえない。また、Aに関しても、Aに課されるCの監督義務は結果回避のための包括的なものであり、本件ではAはCがオートバイの運転方法を知っていることを認識して

おらず、CがA所有のオートバイのカギを勝手に持ち出して本件事故を引き起こしていることから、Aも自らの監督義務を怠ったとはいえない。よって、「監督義務者がその義務を怠らなかつたとき」に当たるので、A及びBの反論は認められる。

5 よって、Dの請求は認められない。

第4 設問(2)問2について

1 本件のCは17歳の高校生で責任能力があり、714条1項が適用されない。もっとも、同条項は、被害者保護の観点から、その立証責任を軽減したに過ぎないため、同条項が適用されなくとも、709条の要件を充足する限りは、損害賠償請求をすることができる。以下要件を検討する。

まず、ここで親権者の「過失」は結果回避に向けられた具体的かつ特定の監督措置を内容とするが、本件ではCは日頃からオートバイでの暴走をしており、Cがハンドル操作のミスにより通行人等を怪我させることができA及びBは予見できたのに、結果回避措置を取らなかつたことから、A及びBの「過失」が認められる。また、このような過失に「よって」Cがオートバイを運転し本件事故を起こし、Dの「権利」を侵害し、「損害」が発生している。

よって、DはAおよびBに対し、709条に基づく請求を主張できる。

2 これに対し、Aは、Cに免許取得を勧めていたことから、自身の「過失」はない旨の反論をすることが考えられる。ただ、免許取得を勧めることが結果回避措置として十分とはいえないから、この反論は妥当しない。

3 よって、Dの請求は認められる。

以上